

令和 8 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

(当 初 追 加)

提 出

令和 8 年 9 月 1 日

議案第 107 号

大東市長等の給料の特例に関する条例について

大東市長等の給料の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

本市の元職員が収賄の容疑で逮捕された事態を厳粛に受け止め、市長、副市長及び教育長の責任を明確にするとともに、市政への信頼回復及び再発の防止に向けた決意を示す措置として、これら特別職の給料及び地域手当を減額するため。

大東市長等の給料の特例に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（市長及び副市長の給料の特例）

第1条 令和8年10月1日から同年12月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長及び副市長の給料の月額、大東市長等の給与に関する条例（平成7年条例第14号）第3条の表の規定にかかわらず、同表右欄に掲げるそれぞれの給料の月額から当該それぞれの給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表右欄に掲げる額とする。

（教育長の給料の特例）

第2条 特例期間における教育長の給料の月額は、大東市教育長の給与等に関する条例（平成7年条例第15号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する給料の月額から当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（大東市長等の給料の特例に関する条例の廃止）

2 大東市長等の給料の特例に関する条例（令和2年条例第14号）は、廃止する。

印刷物番号

8 - 4 5
